

## 令和2年定例会

# 環境生活農林水産常任委員会 説明資料

### (議案補充説明)

1 議案第22号「三重県水産業及び漁村の振興に関する条例案」	1
2 議案第47号「三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例案」	9
3 議案第48号「三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例案」	11
4 議案第69号「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の変更について」	44
	別添1

### (所管事項説明)

1 「令和元年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における県有施設の見直しについて(関係分)	45
2 「『みえ県民力ビジョン・第三次行動計画』(仮称)最終案に対する意見」への回答(関係分)	46
3 みえ県民力ビジョン・第三次行動計画(案)について(関係分)	47
	別冊1-1、別冊1-2
4 三重県主要農作物種子条例(仮称)最終案について	49
	別添2-1、別添2-2
5 三重の農福連携等推進ビジョン(案)について	51
	別添3、別冊2
6 CSF等に係る対応について	53
7 三重県農業農村整備計画(最終案)について	55
	別添4、別冊3
8 三重まるごと自然体験構想2020(最終案)について	57
	別添5、別冊4
9 第3期みえ生物多様性推進プラン(最終案)について	58
	別添6、別冊5
10 三重県水産業及び漁村の振興に関する条例に基づく基本計画の中間案について	60
	別添7、別冊6
11 各種審議会等の審議状況の報告について	62

別冊1-1	みえ県民力ビジョン・第三次行動計画(案)
別冊1-2	みえ県民力ビジョン・第三次行動計画(案)[別冊資料編 数値目標一覧]
別冊2	三重の農福連携等推進ビジョン(案)
別冊3	三重県農業農村整備計画(最終案)
別冊4	三重まるごと自然体験構想2020(最終案)
別冊5	みえ生物多様性推進プラン(第3期)(最終案)
別冊6	三重県水産業及び漁村の振興に関する条例に基づく基本計画(中間案)

## 1 議案第 22 号「三重県水産業及び漁村の振興に関する条例案」

### 1 制定理由

水産資源の減少、漁場環境の悪化や漁業者の高齢化、気候変動等による海洋環境の変化など、水産業や漁村を取り巻く情勢は厳しさを増しています。

このような状況の下、本県の水産業が情勢の変化に的確に対応し、水産物の安定的な供給が確保されるとともに、漁村文化の継承をはじめとする漁村の役割が将来にわたって持続的に発揮されていく必要があります。

県、市町、水産業者等、県民が互いに連携して、豊かな海や河川を将来に引き継ぎ、力強い水産業と活力に満ちた漁村の構築を計画的に推進することにより、「水産王国みえ」としてさらなる発展を図るため、この条例を制定します。

### 2 条例の主な内容

#### (1) 目的（第一条）

水産業及び漁村の振興に関し、基本理念を定め、県の責務及び水産業者等、県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって水産業の健全な発展及び豊かで活力のある漁村の構築を図ることを目的とする。

#### (2) 定義（第二条）

次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ①水産業 漁業及び水産加工業をいう。
- ②水産業者等 水産業を営む者及びこれらの者が組織する団体をいう。
- ③県産水産物 県内で生産された水産物をいう。

#### (3) 基本理念（第三条）

水産業及び漁村の振興は、将来にわたって水産業が安定的に継続され、県民が豊かな県産水産物のすばらしさを実感していることが重要であることに鑑み、次に掲げる事項が推進されることを基本としなければならない。

- ①将来にわたって漁業が継続的に行われ、漁業者が一定以上の所得を確保しているよう、水域環境の保全を図りながら、水産資源の適切な保存・管理により維持・増大を図るとともに、競争力のある養殖業が確立されること。
- ②様々な世代の漁業者が生き生きと働き、次の世代に継承できる魅力ある水産業及び漁村が確立しているよう、多様で意欲のある若者が漁業に就業し、及び漁業技術が伝承されるとともに、漁業者自らが高い付加価値を創出すること等により水産業者等の経営力が強化されること。
- ③災害に強く生産性が高い水産業及び安心して快適な漁村が構築されているよう、漁村地域の防災・減災対策、水産業の持続的な発展に資する基盤整備、活力ある漁村づくりが行われること。

#### (4) 県の責務（第四条）

- ① 県は、基本理念にのっとり、国、市町及び水産業者等と連携を図りつつ、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する。
- ② 県は、水産業及び漁村に関する情報の提供等を通じて、水産業及び漁村の振興に関する県民の理解を深めるよう努めなければならない。

#### (5) 水産業者等の役割（第五条）

水産業者等は、水産業及びこれに関する活動を行うに当たっては、自らが水産業及び漁村の振興を図る主体であるとの認識の下に、相互に連携して基本理念の実現に向けて主体的に取り組むよう努めるものとする。

#### (6) 県民等の役割（第六条）

- ① 県民は、水産業及び漁村並びに県産水産物に関する理解を深めるとともに、水産物に関する消費生活の向上及び水域環境の保全に努めるものとする。
- ② 県内の水域において遊漁その他の余暇活動を行う者及びこれに関する事業を営む者は、航行等の秩序を守り、漁業制度に関する理解を深めるとともに、漁業生産活動及び水域環境に影響を与えないよう努めるものとする。

#### (7) 財政上の措置（第七条）

県は、水産業及び漁村の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (8) 基本計画（第八条）

知事は、水産業及び漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- ① 基本的な方針、主要な目標、基本的施策の実施に必要な事項等について定める。
- ② あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- ③ 毎年一回、基本計画に基づく施策等の実施状況について公表しなければならない。
- ④ 水産業及び漁村をめぐる情勢の変化を勘案し、おおむね五年ごとに、基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

#### (9) 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策

- ① 水産資源の維持及び増大並びに競争力のある養殖業の構築（第九条・第十条）
- ② 多様な担い手の確保及び育成並びに経営力の強化（第十一条—第十四条）
- ③ 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備及び活力ある漁村の構築（第十五条—第十八条）
- ④ その他の施策（県民の理解の促進等）（第十九条・第二十条）

3 施行期日 令和2年4月1日

# 三重県水産業及び漁村の振興に関する条例案の概要

【前文】(三重県の特徴、水産業及び漁村を取り巻く現状と振興の必要性、制定に向けた決意)

## 【目的】第1条

水産業及び漁村の振興に関し、基本理念を定め、県の責務及び水産業者等、県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって水産業の健全な発展及び豊かで活力のある漁村の構築を図る。

## 【定義】第2条

- 一 水産業 漁業及び水産加工業をいう。
- 二 水産業者等 水産業を営む者及びこれらの者が組織する団体をいう。
- 三 県産水産物 県内で生産された水産物をいう。

## 【基本理念】第3条

将来にわたって水産業が安定的に継続され、県民が豊かな県産水産物のすばらしさを実感していることが重要であることに鑑み、次に掲げる事項が推進されることを基本とする。

将来にわたって漁業が継続的に行われ、漁業者が一定以上の所得を確保

○水域環境の保全を図りながら、水産資源の適切な保存及び管理によりその維持及び増大を図るとともに、競争力のある養殖業を確立

様々な世代の漁業者が生き生きと働き、次の世代に継承できる魅力ある水産業及び漁村を確立

○多様で意欲のある若者が漁業に就業し、及び漁業技術が伝承されるとともに、漁業者自らが高い付加価値を創出すること等により水産業者等の経営力が強化

災害に強く生産性が高い水産業及び安心で快適な漁村を構築

○漁村地域の防災及び減災対策、水産業の持続的な発展に資する基盤整備並びに活力ある漁村づくり

## 【水産業及び漁村の振興に関する役割等】第4条～第6条

### 県(責務)

○基本理念にのっとり、国、市町及び水産業者等と連携を図りつつ、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する。  
○水産業及び漁村に関する情報の提供等を通じて、水産業及び漁村の振興に関する県民の理解を深めるよう努める。

### 水産業者等(役割)

○水産業及びこれに関する活動を行うに当たっては、自らが水産業及び漁村の振興を図る主体であるとの認識の下に、相互に連携して基本理念の実現に向けて主体的に取り組むよう努める。

### 県民(役割)

○水産業及び漁村、県産水産物に関する理解を深め、水産物に関する消費生活の向上及び水域環境の保全に努める。  
○遊漁者等は、航行等の秩序を守り、漁業制度に関する理解を深めるとともに、漁業生産活動及び水域環境に影響を与えないよう努める。

## 【財政上の措置】第7条

県は、水産業及び漁村の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

## 【基本計画】第8条

○施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画。  
○基本的な方針、主要な目標、基本的施策の実施に必要な事項等について定める。  
○広く県民の意見を聞くとともに、議会の議決を経ることとする。  
○概ね5年ごとに見直す。

## 【水産業及び漁村の振興に関する基本的施策】第9条～20条

水産資源の維持及び増大並びに競争力のある養殖業の構築	多様な担い手の確保及び育成並びに経営力の強化	災害に強く生産性が高い水産基盤の整備及び活力ある漁村の構築
○水産資源の維持及び増大 ○競争力のある養殖業の構築	○多様な担い手の確保及び育成 ○安定した漁業経営の育成 ○水産業協同組合の経営の安定 ○県産水産物の競争力の強化	○水産業の基盤の整備 ○水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造 ○活力ある漁村の構築 ○内水面地域の活性化
その他の施策		
○水産業に関する技術の研究開発の推進及びその成果の普及 ○県民の理解の促進		

三重県水産業及び漁村の振興に関する条例案

右提出する。

令和二年二月十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県水産業及び漁村の振興に関する条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 基本計画（第八条）

第三章 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策

第一節 水産資源の維持及び増大並びに競争力のある養殖業の構築（第九条・第十条）

第二節 多様な担い手の確保及び育成並びに経営力の強化（第十一条―第十四条）

第三節 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備及び活力ある漁村の構築（第十五条―第十八条）

第四節 その他の施策（第十九条・第二十条）

附則

三重県は、千キロメートル以上に及ぶ海岸線を有し、静穏で遠浅の砂浜が広がる伊勢湾、リアス海岸の志摩半島、黒潮の影響を強く受ける熊野灘、さらには宮川をはじめとする大小の河川など、豊かな漁場に恵まれ、漁船漁業のほか、伝統的な海女漁業や本県が技術発祥の地である真珠養殖業など、地域の特性を活かして古くから多種多様な水産業が営まれてきた。

また、本県の水産業は、豊かな海や河川の恵みを享受し、漁村地域の主幹産業として、全国有数の生産量を誇っており、安全で安心な水産物の安定供給や、観光業などの幅広い産業と密接に連携した地域経済の発展、漁村文化や漁村コミュニティの形成などに大きく貢献してきた。

しかしながら、水産資源の減少、漁場環境の悪化や漁業者の高齢化、気候変動等による海洋環境の変化など、水産業や漁村を取り巻く情勢は厳しさを増している。

このような状況の下、本県の水産業が情勢の変化に的確に対応し、水産物の安定的な供給が確保されるとともに、漁村文化の継承をはじめとする漁村の役割が将来にわたって持続的に発揮されていかなければならない。

ここに、県、市町、水産業者等、県民が互いに連携して、豊かな海や河川を将来に引き継ぎ、力強い水産業と活力に満ちた漁村の構築を計画的に推進することにより、「水産王国みえ」としてさらなる発展を図るため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、水産業及び漁村の振興に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び水産業者等、県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって水産業の健全な発展及び豊かで活力のある漁村の構築を図ることを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 水産業 漁業及び水産加工業をいう。
- 二 水産業者等 水産業を営む者及びこれらの者が組織する団体をいう。
- 三 県産水産物 県内で生産された水産物をいう。

## (基本理念)

第三条 水産業及び漁村の振興は、将来にわたって水産業が安定的に継続され、県民が豊かな県産水産物のすばらしさを実感していることが重要であることに鑑み、次に掲げる事項が推進されることを基本としなければならない。

- 一 将来にわたって漁業が継続的に行われ、漁業者が一定以上の所得を確保しているよう、水域環境の保全を図りながら、水産資源の適切な保存及び管理によりその維持及び増大を図るとともに、競争力のある養殖業が確立されること。
- 二 様々な世代の漁業者が生き生きと働き、次の世代に継承できる魅力ある水産業及び漁村が確立しているよう、多様で意欲のある若者が漁業に就業し、及び漁業技術が伝承されとともに、漁業者自らが高い付加価値を創出すること等により水産業者等の経営力が強化されること。
- 三 災害に強く生産性が高い水産業及び安心で快適な漁村が構築されているよう、漁村地域の防災及び減災対策、水産業の持続的な発展に資する基盤整備並びに活力ある漁村づくりが行われること。

## (県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、国、市町及び水産業者等と連携を図りつつ、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、水産業及び漁村に関する情報の提供等を通じて、水産業及び漁村の振興に関する県民の理解を深めるよう努めなければならない。

## (水産業者等の役割)

第五条 水産業者等は、水産業及びこれに関する活動を行うに当たっては、自らが水産業及び漁村の振興を図る主体であるとの認識の下に、相互に連携して基本理念の実現に向けて主体的に取り組むよう努めるものとする。

## (県民等の役割)

第六条 県民は、水産業及び漁村並びに県産水産物に関する理解を深めるとともに、水産物に関する消費生活の向上及び水域環境の保全に努めるものとする。

2 県内の水域において遊漁その他の余暇活動を行う者及びこれに関する事業を営む者は、航行等の秩序を守り、及び漁業制度に関する理解を深めるとともに、漁業生産活動及び水域環境に影響を与えないよう努めるものとする。

## (財政上の措置)

第七条 県は、水産業及び漁村の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 基本計画

第八条 知事は、水産業及び漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 水産業及び漁村の振興に関する基本的な方針及び主要な目標
- 二 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策の実施に關し必要な事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、水産業及び漁村の振興に關する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策等の実施状況について公表しなければならない。

6 知事は、水産業及び漁村をめぐる情勢の変化を勘案し、おおむね五年ごとに、基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

7 第三項及び第四項の規定は、前項の基本計画の変更について準用する。

### 第三章 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策

#### 第一節 水産資源の維持及び増大並びに競争力のある養殖業の構築

##### （水産資源の維持及び増大）

第九条 県は、水産資源の適切な保存及び管理を図るため、科学的知見を踏まえた漁獲量及び漁獲努力量の管理、漁業者への指導及び監督、遊漁に係る秩序の形成、密漁対策その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、栽培漁業の推進を図るため、水産動植物の種苗の適正な規模での生産及び放流並びに放流した水産資源の保護その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、水産資源に関する調査及び研究の推進を図るため、海況及び漁況に関する調査及び研究その他の必要な措置を講ずるものとする。

##### （競争力のある養殖業の構築）

第十条 県は、安全で安心な養殖水産物の安定供給を図るため、疾病のまん延防止等の適切な対策、養殖環境の保全、生産履歴に係る情報の保管及び開示の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、安定的で収益性の高い養殖業の経営の確立を図るため、養殖水産物の需要の拡大、需要に応じた生産及び新たな技術の導入の支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### 第二節 多様な担い手の確保及び育成並びに経営力の強化

##### （多様な担い手の確保及び育成）

第十一条 県は、水産業の多様な担い手の確保及び育成を図るため、水産業の魅力の発信、就業希望者の受入環境の整備、労働環境の改善、水産業と福祉に関する事業の連携の促進、水産業者等の漁業及び加工の技術並びに経営管理能力の向上その他の必要な措置を講ずるものとする。

##### （安定した漁業経営の育成）

第十二条 県は、安定した漁業経営の育成を図るため、収益性の向上に資する施設の導入

の促進、事業の共同化及び拡大の促進、県産水産物の活用に関する漁業者及び水産加工業者間の連携の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水産業協同組合の経営の安定)

第十三条 県は、水産業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)

第二条に規定する水産業協同組合をいう。)の経営の安定を図るため、その組織及び事業の強化及び充実、合併等による再編の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県産水産物の競争力の強化)

第十四条 県は、県産水産物の競争力の強化を図るため、県産水産物に関し、六次産業化等による高付加価値化の促進、観光業その他の産業との連携、衛生管理の高度化及び流通の効率化の促進、輸出の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三節 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備及び活力ある漁村の構築

(水産業の基盤の整備)

第十五条 県は、災害に強く生産性が高い水産業の構築を図るため、漁港及び漁村の防災及び減災対策、漁港及び漁場並びに流通加工施設の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造)

第十六条 県は、水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造を図るため、藻場及び干潟の造成、漁業者等が行う藻場、干潟等の保全活動の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(活力ある漁村の構築)

第十七条 県は、活力ある漁村の構築を図るため、水産業及び漁村が有する文化の継承、景観の保全その他の多面にわたる機能の発揮の促進、水産業及び漁村と観光業との連携の強化の促進、漁港施設等の利用に係る秩序の形成及び積極的な活用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(内水面地域の活性化)

第十八条 県は、内水面地域の活性化を図るため、内水面における水産資源の保全及び活用、内水面における漁場環境の保全及び管理その他の必要な措置を講ずるものとする。

第四節 その他の施策

(水産業に関する技術の研究開発の推進及びその成果の普及)

第十九条 県は、水産業に関する技術の研究開発の推進及びその成果の普及を図るため、国、高等教育機関(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十三条に規定する大学及び同法第百十五条に規定する高等専門学校をいう。)、民間企業その他試験研究機関との連携の強化、水産業に応用が可能な技術又は研究を活用した先端的な研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民の理解の促進)

第二十条 県は、県民の水産業及び漁村に関する理解の促進を図るため、水産業及び漁村に関する情報の提供及び学習機会の充実、地産地消の推進、魚食の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。



提案理由

水産業の健全な発展及び豊かで活力のある漁村の構築を図るため、水産業及び漁村の振興について必要な事項を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

【議案補充説明】

2 議案第 47 号「三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

食品衛生法の一部改正に伴い、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」の規定を整理するものです。

2 条例改正の概要

条例第 23 条において、食品衛生法の一部改正により条ずれが生じたことに伴い、引用する条項を修正します。

3 施行期日

令和 2 年 6 月 1 日

議案第四十七号

三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和二年二月十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例

三重県食の安全・安心の確保に関する条例（平成二十年三重県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(出荷の禁止)</p> <p>第二十三条 生産者は、食品衛生法第十三条第二項又は第三項の規定により販売等が禁止された農林水産物を出荷してはならない。</p>	<p>(出荷の禁止)</p> <p>第二十三条 生産者は、食品衛生法第十一条第二項又は第三項の規定により販売等が禁止された農林水産物を出荷してはならない。</p>

附則

この条例は、令和二年六月一日から施行する。

提案理由

食品衛生法の一部改正に伴い、規定を整理する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

【議案補充説明】

3 議案第 48 号「三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

卸売市場法の一部改正に鑑み、三重県地方卸売市場の市場関係事業者及び市場内の取引に係る規定等を整備するものです。

2 条例改正の概要

卸売市場法の一部改正により、都道府県が行うこととされていた地方卸売市場内の卸売業務の許可についての規定が削除されたことから、三重県地方卸売市場については、開設者である県が許可するものとして関係する規定を整備します。

また、これまで全国一律に定められてきた取引に関するルールが見直され、今後は各卸売市場がそれぞれの地域における生鮮食料品等の流通事情に合わせた独自の取引ルールを設定できるようになったことに伴い、三重県地方卸売市場内の取引ルール等に関する規定を整備します。

3 施行期日

令和2年6月21日（一部公布の日）

三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和二年二月十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例  
 三重県地方卸売市場条例（平成十八年三重県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十七条）</p> <p>第二章 市場関係事業者</p> <p>第一節 卸売業者（第十八条―第二十八条）</p> <p>第二節 仲卸業者（第二十九条―第三十条）</p> <p>第三節 売買参加者（第三十一条―第三十三条）</p> <p>第四節 関連事業者（第三十四条―第四十三条）</p> <p>第五節 買出人（第四十四条―第四十六条）</p> <p>第三章 売買取引及び決済の方法（第四十七条―第六十五条）</p> <p>第四章 市場施設の利用（第六十六条―第七十二条）</p> <p>第五章 監督（第七十三条―第七十六条）</p> <p>第六章 三重県地方卸売市場運営協議会（第七十七条―第八十五条）</p> <p>第七章 雑則（第八十六条―第九十四条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、三重県地方卸売市場（以下「市場」という。）の設置並びに卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十五条）</p> <p>第二章 市場関係事業者</p> <p>第一節 卸売業者（第十六条―第二十三条）</p> <p>第二節 仲卸業者（第二十四条―第三十条）</p> <p>第三節 売買参加者（第三十一条―第三十三条）</p> <p>第四節 関連事業者（第三十四条―第三十九条）</p> <p>第五節 買出人（第四十条―第四十二条）</p> <p>第三章 売買取引及び決済の方法（第四十三条―第五十八条）</p> <p>第四章 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法（第五十九条）</p> <p>第五章 市場施設の利用（第六十条―第六十六条）</p> <p>第六章 監督（第六十七条―第六十九条）</p> <p>第七章 三重県地方卸売市場運営協議会（第七十条―第七十八条）</p> <p>第八章 雑則（第七十九条―第八十七条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、三重県地方卸売市場（以下「市場」という。）の設置並びに卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）</p>

以下「法」という。）第十三条第四項に規定する事項その他施設の管理等について必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り、もって県民生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「卸売業者」とは、第十九条第一項の規定により許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。

2 この条例において「仲卸業者」とは、第三十条第一項の規定により承認を受けて市場において仲卸しの業務（知事が市場内に設置する店舗において卸売業者から卸売を受けた物品を仕分けし、又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。）を行う者をいう。

3 この条例において「売買参加者」とは、第三十六条第一項の規定により承認を受けて市場において卸売業者から卸売を受ける者（仲卸業者を除く。）をいう。

4 この条例において「関連事業者」とは、第三十九条第一項の規定により承認を受けて、知事が市場内に設置する店舗その他の施設において、市場の機能の充実に資する、又は市場の利用者に便益を提供するため、規則で定める業務（以下「関連事業の業務」という。）を行う者をいう。

5 この条例において「買出人」とは、第十四条の規定により登録を受けて市場において仲卸業者から販売を受ける者（売買参加者を除く。）をいう。

(地方卸売市場の名称及び位置)

第三条 地方卸売市場の名称及び位置は、次

以下「法」という。）第五十六条第二項及び三重県卸売市場条例（平成十二年三重県条例第二十号。以下「県条例」という。）第十六条第二項に規定する事項その他施設の管理等について必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り、もって県民生活の安定に資することを目的とする。

(地方卸売市場の名称、位置及び面積)

第二条 地方卸売市場の名称、位置及び面積

のとおりとする。  
名称 三重県地方卸売市場  
位置 松阪市小津町八百番地

第四条 (略)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行  
うものとする。

一 三 (略)

四 第七十二条に規定する利用料金の収  
受等に関する業務

五・六 (略)

第六条 第八条 (略)

(指定等の告示)

第九条 知事は、次に掲げる場合には、その  
旨を告示するものとする。

一 第七条第二項の規定により指定管理  
者を指定したとき。

二 (略)

三 第七十二条第一項の規定により利用  
料金を承認したとき。

第十条 (略)

(事業報告書の作成及び提出)

第十一条 指定管理者は、毎年度終了後一月  
以内に、次に掲げる事項を記載した事業報  
告書を作成し、知事に提出しなければならない。  
ただし、年度の途中において自治法  
第二百四十四条の二第十一項の規定によ  
り指定を取り消されたときは、その取り消  
された日から起算して一月以内に当該年  
度の当該日までの間の事業報告書を作成  
し、知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 第七十二条第一項に規定する利用料  
金の収入の実績

三・四 (略)

第十二条 (略)

(知事による管理)

は、次のとおりとする。

名称 三重県地方卸売市場  
位置 松阪市小津町八百番地

面積 十四万四千四百四十八平方メー  
トル

第三条 (略)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行  
うものとする。

一 三 (略)

四 第六十六条に規定する利用料金の収  
受等に関する業務

五・六 (略)

第五条 第七条 (略)

(指定等の告示)

第八条 知事は、次に掲げる場合には、その  
旨を告示するものとする。

一 第六条第二項の規定により指定管理  
者を指定したとき。

二 (略)

三 第六十六条第一項の規定により利用  
料金を承認したとき。

第九条 (略)

(事業報告書の作成及び提出)

第十条 指定管理者は、毎年度終了後一月以  
内に、次に掲げる事項を記載した事業報告  
書を作成し、知事に提出しなければならない。  
ただし、年度の途中において自治法第  
二百四十四条の二第十一項の規定により  
指定を取り消されたときは、その取り消さ  
れた日から起算して一月以内に当該年度  
の当該日までの間の事業報告書を作成し、  
知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 第六十六条第一項に規定する利用料  
金の収入の実績

三・四 (略)

第十一条 (略)

(知事による管理)

<p>第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第二十条から第二十四条まで、第三十一条、第三十二条、第四十条、第四十一条、第六十六条、第七十二条及び別表の規定は、前項の規定による保証金及び使用料の徴収について準用する。この場合において、第二十三条第一項、第三十一条第一項、第四十一条第一項、第六十六条第六項、第七十二条第一項から第三項まで及び第五項並びに別表中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第三十一条第一項、第四十条第一項、第六十六条第一項から第四項まで並びに第七十二条第一項、第三項及び第四項の規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。</p> <p>(差別的な取扱いの禁止)</p> <p>第十四条 知事及び指定管理者は、市場の業務の運営に関し、取引参加者（卸売業者、仲卸業者その他市場において売買取引を行う者をいう。以下同じ。）に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。</p> <p>(取扱品目)</p> <p>第十五条 市場には、次に掲げる部類を設置し、それぞれ各号に定める物品を主な取扱品目とする。</p> <p>一 青果部 野菜、果実及びその加工品</p> <p>二 水産物部 生鮮水産物及びその加工品</p> <p>(開場の期日)</p> <p>第十六条 市場は、次に掲げる日（以下「休日」という。）を除き、毎日、開場するものとする。</p> <p>一 日曜日及び水曜日（一月五日及び十二月二十五日から十二月三十日までの間</p>	<p>第十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第十七条から第二十一条まで、第二十六条、第二十七条、第三十六条、第三十七条、第六十条、第六十六条及び別表の規定は、前項の規定による保証金及び使用料の徴収について準用する。この場合において、第二十条第一項、第二十七条第一項、第三十一条第一項、第六十条第六項、第六十六条第一項から第三項まで及び第五項並びに別表中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第十七条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十六条第一項、第三十条第一項、第六十条第一項から第四項まで並びに第六十六条第一項、第三項及び第四項の規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。</p> <p>(取扱品目)</p> <p>第十三条 市場の取扱品目は、次の各号の取扱品目の部類ごとに、当該各号に掲げる物品とする。</p> <p>一 青果部 野菜、果実及びその加工品を主たる取扱品目とし、その他の食料品を従たる取扱品目とする。</p> <p>二 水産物部 生鮮水産物及びその加工品を主たる取扱品目とし、その他の食料品を従たる取扱品目とする。</p> <p>(開場の期日)</p> <p>第十四条 市場は、次に掲げる日（以下「休日」という。）を除き、毎日、開場するものとする。</p> <p>一 日曜日（一月五日及び十二月二十五日から十二月三十日までの間の日曜日を</p>
--	---



<p>の日曜日及び水曜日を除く。）</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>(卸売業者の数)</p> <p>第十八条 卸売業者の数は、次の各号の取扱品目の部類ごとに、当該各号に掲げる数を超えないものとする。</p>	<p>除く。）</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>(卸売業者の数)</p> <p>第十六条 卸売業者(県条例第二十二條第一項の規定により、知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。)の数は、次の各号の取扱品目の部類ごとに、当該各号に掲げる数を超えないものとする。</p>
<p>一・二 (略)</p> <p>(卸売業務の許可)</p> <p>第十九条 卸売業者にならうとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、前条各号に掲げる取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第一項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名</p> <p>二 商号</p> <p>三 役員の名</p> <p>四 資本金又は出資の額</p> <p>五 卸売の業務における主な取扱品目</p> <p>六 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項</p> <p>4 知事は、第一項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 法人でないとき。</p> <p>二 法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、若しくはその刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないとき。</p> <p>三 第二十六条又は第七十六条第一項第一号の規定による許可の取消しを受け、</p>	<p>一・二 (略)</p>

<p>その取消しの日から二年を経過しないとき。</p>	
<p>四 法人の業務を執行する役員のうち、次のいずれかに該当する者があるとき。</p>	
<p>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p>	
<p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、若しくはその刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。</p>	
<p>ハ 市場の仲卸業者又は仲卸業者の業務を執行する役員若しくは使用人であるとき。</p>	
<p>ニ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき。</p>	
<p>五 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。</p>	
<p>六 事業活動について暴力団員等により支配を受けているものと認められるとき。</p>	
<p>七 地方卸売市場における卸売の業務を公正かつ適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有する者でないとき。</p>	
<p>五 知事は、第十九条第一項の許可をするごとに、卸売業者の数が第十八条各号に掲げる数を超えることとなるときは、これを許可してはならない。</p>	
<p>第二十条・第二十一条（略） （保証金の追加預託）</p>	<p>第十七条・第十八条（略） （保証金の追加預託）</p>
<p>第二十二條 第二十条第一項の保証金につ</p>	<p>第十九條 第十七條第一項の保証金につい</p>

いて差押、仮差押又は仮処分命令の送達があつたとき、国税滞納処分又はその例による差押があつたとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、指定管理者の指定する期日までに当該処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 (略)

(保証金の充当)

第二十三条 指定管理者は、市場において卸売業者から收受する利用料金、保管料及び手数料に関し、当該卸売業者が預託した第二十条第一項の保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。

2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した第二十条第一項の保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。

3 (略)

(保証金の返還)

第二十四条 第二十条第一項の保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して六十日を経過した後でなければ返還しない。

(卸売業者の変更の届出等)

第二十五条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに知事に届け出なければならない。

一 卸売の業務を休止し、又は再開したとき。

二 第十九条第三項第一号から第三号までに掲げる事項に変更があつたとき。

2 卸売業者は、第十九条第一項の許可に係る卸売の業務を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出

て差押、仮差押又は仮処分命令の送達があつたとき、国税滞納処分又はその例による差押があつたとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、指定管理者の指定する期日までに当該処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 (略)

(保証金の充当)

第二十条 指定管理者は、市場において卸売業者から收受する利用料金、保管料及び手数料に関し、当該卸売業者が預託した第七条第一項の保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。

2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した第十七条第一項の保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。

3 (略)

(保証金の返還)

第二十一条 第十七条第一項の保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して六十日を経過した後でなければ返還しない。

<p>なければならぬ。</p> <p>3 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、規則で定めるところにより、速やかに知事に届け出なければならぬ。</p> <p>(卸売業者の許可の取消し)</p> <p>第二十六条 知事は、卸売業者が第十九条第四項第二号若しくは第四号から第六号までのいずれかに該当することとなつたとき又はその業務を適確に遂行することができない資力信用を有しなくなつたと認めるときは、同条第一項の許可を取り消すものとする。</p>	<p>2 知事は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十九条第一項の許可を取り消すことができる。</p> <p>一 第十九条第一項の許可の通知を受けた日から起算して一月以内に第二十条第一項の保証金を預託しないとき。</p> <p>二 第十九条第一項の許可の通知を受けた日から起算して一月以内にその業務を開始しないとき。</p> <p>三 引き続き一月以上その業務を休止したとき。</p> <p>四 その業務を遂行しないとき。</p> <p>3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分の相手方に対し、相当な期間を置いた上で、期日、場所及び処分の原因となつた理由を通知して、その者又はその代理人が証拠を提示し、意見を陳述する機会を与えなければならぬ。</p> <p>4 前項の規定による処分の審理は、公開により行わなければならない。</p> <p>(せり人の届出)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 卸売業者は、前項の届出事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、速やかに指定管理者に届け出なければならない。</p>
<p>(せり人の届出)</p> <p>第二十二條 (略)</p> <p>2 卸売業者は、前項の届出事項に変更があつたときは、速やかに指定管理者に届け出なければならない。</p>	

<p>3 卸売業者は、第一項の規定により、せり人として届け出た者にせりを行わせなくなつたときは、規則で定めるところにより、速やかに指定管理者に届け出なければならない。</p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p>第二十八条 卸売業者は、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、毎事業年度経過後九十日以内に、知事に提出しなければならない。</p>	<p>第二十三条 卸売業者は、規則で定める事業報告書を毎事業年度経過後九十日以内に、知事に提出しなければならない。</p> <p>(事業報告書の提出)</p>
<p>2 卸売業者は、前項の事業報告書(規則で定める財務に関する情報が記載された部分に限る。)について閲覧の申出があつた場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。</p> <p>(仲卸業者の数)</p> <p>第二十九条 仲卸業者の数は、次の各号の取扱品目の部類ごとに、当該各号に掲げる数を超えないものとする。</p>	<p>(仲卸業者の数)</p> <p>第二十四条 仲卸業者(次条第一項の規定により、指定管理者の承認を受けて仲卸しの業務(知事が市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた物品を仕分けし、又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)の数は、次の各号の取扱品目の部類ごとに、当該各号に掲げる数を超えないものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(仲卸業務の承認)</p> <p>第二十五条 市場における仲卸しの業務は、指定管理者の承認を受けた者でなければ行つてはならない。</p>
<p>一・二 (略)</p> <p>(仲卸業務の承認)</p> <p>第三十条 仲卸業者にならうとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認は、前条各号に掲げる取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第一項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>一 名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>(仲卸業務の承認)</p> <p>第三十一条 市場において指定管理者に提出する申請書は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏</p>

<p>二 (略)</p> <p>三 役員 の 氏 名</p> <p>四 資 本 金 又 は 出 資 の 額</p> <p>五 仲 卸 し の 業 務 に お け る 取 扱 品 目</p> <p>六 前 各 号 に 定 め る も の の ほ か、規 則 で 定 め る 事 項</p> <p>4 指 定 管 理 者 は、第 一 項 の 承 認 の 申 請 を し た 者 が 次 の 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る と き は、同 項 の 承 認 を し て は な ら ない。</p> <p>一 法 人 で な い と き。</p> <p>二 法 の 規 定 に 違 反 し て 罰 金 以 上 の 刑 に 処 せ ら れ、そ の 刑 の 執 行 を 終 わ り、若 し く は そ の 刑 の 執 行 を 受 け る こ と が な く な っ た 日 か ら 二 年 を 経 過 し ない と き。</p> <p>三 第 三 十 五 条 又 は 第 七 十 六 条 第 一 項 第 二 号 の 規 定 に よ る 承 認 の 取 消 し を 受 け、そ の 取 消 し の 日 か ら 二 年 を 経 過 し ない と き。</p> <p>四 法 人 の 業 務 を 執 行 す る 役 員 の う ち に 次 の い ず れ か に 該 当 す る 者 が あ る と き。</p> <p>イ 破 産 手 続 開 始 の 決 定 を 受 け て 復 権 を 得 ない 者 で あ る と き。</p> <p>ロ 禁 錮 以 上 の 刑 に 処 せ ら れ、又 は 法 の 規 定 に 違 反 し て 罰 金 以 上 の 刑 に 処 せ ら れ、そ の 刑 の 執 行 を 終 わ り、若 し く は そ の 刑 の 執 行 を 受 け る こ と が な く な っ た 日 か ら 二 年 を 経 過 し ない 者 で あ る と き。</p> <p>ハ 市 場 の 卸 売 業 者 又 は 卸 売 業 者 の 業 務 を 執 行 す る 役 員 若 し く は 使 用 人 で あ る と き。</p> <p>ニ 暴 力 団 員 等 で あ る と き。</p>	<p>名)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 法 人 に あ っ て は、資 本 金 又 は 出 資 の 額 及 び 役 員 の 氏 名</p> <p>四 承 認 を 受 け て 仲 卸 し の 業 務 を 行 お う と す る 取 扱 品 目 の 部 類</p> <p>4 指 定 管 理 者 は、第 一 項 の 承 認 の 申 請 を し た 者 が 次 の 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る 場 合 を 除 き、同 項 の 承 認 を す る も の と す る。</p> <p>一 破 産 者 で 復 権 を 得 ない も の で あ る と き。</p> <p>二 禁 錮 以 上 の 刑 に 処 せ ら れ た 者 又 は 法 の 規 定 に 違 反 し て 罰 金 の 刑 に 処 せ ら れ た 者 で そ の 刑 の 執 行 を 終 わ り、又 は そ の 刑 の 執 行 を 受 け る こ と が な く な っ た 日 か ら 起 算 し て 二 年 を 経 過 し ない も の で あ る と き。</p> <p>三 市 場 の 仲 卸 し の 業 務 の 承 認 の 取 消 し を 受 け、そ の 取 消 し の 日 か ら 起 算 し て 二 年 を 経 過 し ない 者 で あ る と き。</p> <p>四 市 場 の 卸 売 業 者 又 は 卸 売 業 者 若 し く は 仲 卸 業 者 の 役 員 若 し く は 使 用 人 で あ る と き。</p>
--	---

<p>5 指定管理者は、第一項の承認をすることによって仲卸業者の数が前条各号に掲げる数を超えることとなるときは、これを承認してはならない。</p>	<p>5 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、第一項の承認をすることによって仲卸業者の数が前条に定める数を超えることとなるときは、これを承認してはならない。</p>
<p>第三十一条 (略)</p> <p>(保証金の額)</p>	<p>第二十六条 (略)</p> <p>(保証金の額)</p>
<p>第三十二条 前条第一項の保証金は現金とし、その額は、第七十二条第一項の規定に基づき定める利用料金の月額額の六倍に相当する額の範囲内において規則で定める。</p> <p>2 第二十二條から第二十四條までの規定は、前条第一項の保証金について準用する。</p> <p>(仲卸業者の変更の届出等)</p>	<p>第二十七条 前条第一項の保証金は現金とし、その額は、第六十六条第一項の規定に基づき定める利用料金の月額額の六倍に相当する額の範囲内において規則で定める。</p> <p>第十九條から第二十一條までの規定は、前条第一項の保証金について準用する。</p>
<p>第三十三条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに指定管理者に届け出なければならぬ。</p> <p>一 仲卸しの業務を休止し、又は再開したとき。</p> <p>二 第三十條第三項第一号から第三号までに掲げる事項に変更があったとき。</p> <p>三 仲卸しの業務を廃止したとき。</p> <p>2 仲卸業者が解散したときは、当該仲卸業者の清算人は、速やかに指定管理者に届け出なければならない。</p> <p>(仲卸業者の地位の承継)</p>	<p>七、九 (略)</p> <p>六 法人であつて、その業務を執行する役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>五 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であるとき。</p>
<p>第三十四条 仲卸業者である法人の合併の</p>	

<p>場合（仲卸業者である法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について指定管理者の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により仲卸しの業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。</p>	<p>2 前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、承認申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p>	<p>3 第三十条第四項及び第五項の規定は、第一項の承認について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項の承認の申請をした者」とあるのは「第三十四条第一項の承認の申請に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人」と、同条第五項中「第一項の承認」とあるのは「第三十四条第一項の承認」と、「前条各号」とあるのは「第二十九条各号」と読み替えるものとする。</p> <p>（仲卸業務の承認の取消し）</p> <p>第三十五条 指定管理者は、仲卸業者が第三十条第四項第二号若しくは第四号から第六号までのいずれかに該当することとなつたとき又は仲卸しの業務を適確に遂行することができず資力信用を有しなくなつたと認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。</p>	<p>2 第二十六条第二項から第四項までの規定は、仲卸業者について準用する。この場合において、同条第二項中「卸売業者」とあるのは「仲卸業者」と、「第十九条第一項の許可」とあるのは「第三十条第一項の承認」と、「第二十条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と読み替えるものとする。</p>
<p>（仲卸業務の承認の取消し）</p> <p>第二十八条 指定管理者は、仲卸業者が第二十五条第四項第一号、第二号若しくは第四号から第八号までのいずれかに該当することとなつたとき又はその業務を適確に遂行することができず資力信用を有しなくなつたと認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。</p>	<p>2 指定管理者は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十五条第一項の承認を取り消すことができる。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。</p>	<p>（仲卸業務の承認の取消し）</p> <p>第二十八条 指定管理者は、仲卸業者が第二十五条第四項第一号、第二号若しくは第四号から第八号までのいずれかに該当することとなつたとき又はその業務を適確に遂行することができず資力信用を有しなくなつたと認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。</p>	<p>2 指定管理者は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十五条第一項の承認を取り消すことができる。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。</p>



<p>一 第二十五条第一項の承認の通知を受けた日から起算して一月以内に第二十六条第一項の保証金を預託しないとき。</p> <p>二 第二十五条第一項の承認の通知を受けた日から起算して一月以内にその業務を開始しないとき。</p> <p>三 引き続き一月以上その業務を休止したとき。</p> <p>四 その業務を遂行しないとき。</p>	<p>3 指定管理者は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分の相手方に対し、相当な期間を置いた上、期日、場所及び処分の原因となつた理由を通知して、その者又はその代理人が証拠を提示し、意見を陳述する機会を与えなければならぬ。</p>	<p>4 第二項の規定による処分の審理は、公開により行わなければならない。</p> <p>(仲卸業者の営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割による承継)</p>	<p>第二十九条 仲卸業者が営業(市場における仲卸しの業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて指定管理者の承認を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。</p>	<p>2 仲卸業者である法人の合併の場合(仲卸業者である法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について指定管理者の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。</p>	<p>3 前二項の承認を受けようとする者は、規</p>
--	--	---	--	--	-----------------------------

<p>第三十六條 売買参加者にならうとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認は、第十五条各号に掲げる取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第一項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に</p>	<p>第三十一條 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認は、取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に規則で定める書類を添付して指定管理者に</p>
<p>(売買参加者の承認)</p>	<p>(売買参加者の承認)</p> <p>2 仲卸業者が解散したときは、当該仲卸業者の清算人は、遅滞なく、その旨を指定管理者に届け出なければならない。</p> <p>三 仲卸しの業務を廃止したとき。</p>
	<p>第三十條 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を指定管理者に届け出なければならない。</p> <p>一 仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。</p> <p>二 第二十五条第三項第一号から第三号までに掲げる事項に変更があったとき。</p> <p>三 仲卸しの業務を廃止したとき。</p> <p>第四 第二十五条第四項及び第五項の規定は、第一項又は第二項の承認について準用する。この場合において、同条第四項（第六号を除く。）中「第一項の承認の申請をした者」とあるのは「第二十九条第一項又は第二項の承認の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人」と、同項第六号中「法人であつて」とあるのは「その申請に係る法人である譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人にあつては」と読み替えるものとする。</p> <p>(名称変更等の届出)</p>

<p>提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法人にあつては、役員の名</p> <p>四 法人にあつては、資本金又は出資の額</p> <p>五 卸売業者から卸売を受けようとする取扱品目</p> <p>六 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項</p> <p>4 指定管理者は、第一項の承認の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。</p> <p>一 第三十八条又は第七十六条第一項第三号の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から一年を経過しない者であるとき。</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p> <p>三 当該申請に係る取扱品目の部類に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又はその業務を執行する役員若しくは使用人であるとき。</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>七 卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有する者でないこと認められるとき。</p> <p>(売買参加者の変更の届出等)</p> <p>第三十七条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに指定管理者に届け出なければならない。</p>	<p>提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法人にあつては、資本金又は出資の額及び役員の名</p> <p>四 承認を受けて卸売業者から卸売を受けようとする取扱品目の部類</p> <p>4 指定管理者は、第一項の承認の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。</p> <p>一 破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>二 卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>三 当該申請に係る取扱品目の部類に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。</p> <p>四 第三十三条又は第六十九条第一項第三号の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して一年を経過しない者であるとき。</p> <p>五〇七 (略)</p> <p>(名称変更等の届出)</p> <p>第三十二条 前条第一項の承認を受けた者(以下「売買参加者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を指定管理者に届け出なければならない。</p>
---	---

<p>一 前条第三項第一号から第三号までに掲げる事項に変更があったとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、速やかに指定管理者に届け出なければならぬ。</p> <p>(売買参加者の承認の取消し)</p> <p>第三十八条 指定管理者は、売買参加者が第三十六條第四項第二号から第六号までのいずれかに該当することとなったとき又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。</p> <p>(関連事業者の承認)</p> <p>第三十九条 市場における関連事業者にならうとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。</p>	<p>一 氏名又は住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)を変更したとき。</p> <p>二 商号を変更したとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を指定管理者に届け出なければならない。</p> <p>(売買参加者の承認の取消し)</p> <p>第三十三条 指定管理者は、売買参加者が第三十一条第四項第一号、第三号若しくは第五号から第七号までのいずれかに該当することとなったとき又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。</p> <p>(関連事業者の承認)</p> <p>第三十四条 市場における関連事業者の業務(知事が市場内に設置する店舗その他の施設において、市場の機能の充実に図り、又は市場の利用者に便益を提供するため、規則で定める業務をいう。以下同じ。)は指定管理者の承認を受けた者でなければ行つてはならない。</p>
<p>2 前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法人にあつては、役員の名</p> <p>四 法人にあつては、資本金又は出資の額</p> <p>五 営もうとする業務の内容</p> <p>六 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 指定管理者は、第一項の承認の申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると</p>	<p>2 前項に規定する承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に規則で定める書類を添付して指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法人にあつては、資本金又は出資の額及び役員の名</p> <p>四 承認を受けて営もうとする業務の内容</p>

きは、同項の承認をしてはならない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないものであるとき。

二 第四十三条又は第七十六条第二項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

四 暴力団員等であるとき（法人にあつては、その業務を執行する役員のうちいずれかが暴力団員等であるとき。）。

五 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

六 事業活動について暴力団員等により支配を受けているものと認められるとき。

七 関連事業の業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有する者でないと認められるとき。

(承認の基準)

第三十五条 指定管理者は、前条第二項の承認の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同条第一項の承認をすることができる。

一 破産者で復権を得ないものであるとき。

二 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しないものであるとき。

三 第三十九条第一項、同条第二項において準用する第二十八条第二項又は第六

<p>（保証金の預託）</p> <p>第四十条 関連事業者は、前条第一項の承認を受けた日から起算して一月以内に保証金を指定管理者に預託しなければならない。</p>	<p>十九条第二項の規定により承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。</p> <p>四 業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>五 暴力団員等であるとき（法人にあっては、その業務を執行する役員のうちいずれかが暴力団員等であるとき）。</p> <p>六 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。</p> <p>七 事業活動について暴力団員等により支配を受けているものと認められるとき。</p> <p>（保証金の預託）</p> <p>第三十六条 第三十四条第一項に規定する承認を受けた者（以下「関連事業者」という。）は、承認を受けた日から起算して一月以内に保証金を指定管理者に預託しなければならない。</p>
<p>2 （略）</p> <p>（保証金の額）</p> <p>第四十一条 前条第一項の保証金は現金とし、その額は、第七十二条第一項の規定に基づき定める利用料金の月額に相当する額の範囲内において規則で定める。</p> <p>2 第二十一条から第二十四条までの規定は、前条第一項の保証金について準用する。</p> <p>（関連事業者の変更の届出等）</p> <p>第四十二条 関連事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに指定管理者に届け出なければならない。</p> <p>一 第三十九条第二項第一号から第三号までに掲げる事項に変更があったとき。</p> <p>二 （略）</p> <p>2 関連事業者が死亡し、又は解散したとき</p>	<p>2 （略）</p> <p>（保証金の額）</p> <p>第三十七条 前条第一項の保証金は現金とし、その額は、第六十六条第一項の規定に基づき定める利用料金の月額に相当する額の範囲内において規則で定める。</p> <p>2 第十九条から第二十一条までの規定は、前条第一項の保証金について準用する。</p> <p>（名称変更等の届出）</p> <p>第三十八条 関連事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には遅滞なく、その旨を指定管理者に届け出なければならない。</p> <p>一 第三十四条第二項各号に掲げる事項に変更があったとき。</p> <p>二 （略）</p> <p>2 関連事業者が死亡し、又は解散したとき</p>

は、当該関連事業者の相続人又は清算人は、速やかに指定管理者に届け出なければならぬ。

(関連事業者の承認の取消し等)

第四十三条 指定管理者は、関連事業者が第三十九条第三項第一号若しくは第三号から第六号までのいずれかに該当することとなったとき又は関連事業の業務を適確に遂行するために必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

2 第二十六条第二項から第四項までの規定は、関連事業者について準用する。この場合において、同条第二項中「卸売業者」とあるのは「関連事業者」と、「第十九条第一項の許可」とあるのは「第三十九条第一項の承認」と、「第二十条第一項」とあるのは「第四十条第一項」と読み替えるものとする。

(買出人の登録)

第四十四条 買出人にならうとする者は、指定管理者による登録を受けなければならない。

は、当該関連事業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

(承認の取消し等)

第三十九条 指定管理者は、関連事業者が第三十五条第一号、第二号若しくは第五号から第七号までのいずれかに該当することとなったとき又は業務を適確に遂行するために必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

2 第二十八条第二項の規定は、関連事業者について準用する。この場合において、同項中「仲卸業者」とあるのは「関連事業者」と、「第二十五条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、「第二十六条第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と読み替えるものとする。

(買出人の登録)

第四十条 市場において仲卸業者から販売を受けようとする者(売買参加者を除く)は、指定管理者に届け出て登録を受けなければならない。

2 前項の登録の対象者は次に掲げるものとする。

- 一 青果又は水産物の小売業者
- 二 青果又は水産物の加工業者
- 三 飲食店又は旅館業の営業者
- 四 その他指定管理者が適当と認める者

2 前項の登録を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 法人にあつては、役員の名

- 四 法人にあつては、資本金又は出資の額
- 五 前各号に定めるもののほか、規則で定

3 第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録届出書に規則で定める書類を添付して指定管理者に提出しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 法人にあつては、資本金又は出資の額及び役員の名

<p>める事項</p> <p>3  指定管理者は、第一項の登録の届出者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の登録をしてはならない。</p> <p>一 第四十六条又は第七十六条第三項の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から一年を経過しない者であるとき。</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p> <p>三 五 (略)</p> <p>六 販売の相手方として必要な資力信用を有する者でないと認められるとき。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 買出人が有効期間満了の日後も引き続き販売を受けようとする場合は、登録の更新を受けなければならない。</p> <p>6 前項の登録の更新を受けようとする買出人は、規則で定めるところにより、当該有効期間満了の日までに、登録更新に係る申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>(買出人の変更の届出等)</p> <p>第四十五条 買出人は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに指定管理者に届け出なければならない。</p> <p>一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項に変更があったとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 買出人が死亡し、又は解散したときは、当該買出人の相続人又は清算人は、速やかに指定管理者に届け出なければならない。</p>	<p>4  指定管理者は、第一項の登録の届出者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の登録をするものとする。</p> <p>一 販売の相手方として必要な資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>二 第四十二条又は第六十九条第三項の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して一年を経過しないものであるとき。</p> <p>三 五 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 第一項の登録を受けた者(以下「買出人」という。)が有効期間満了の日後も引き続き販売を受けようとする場合は、登録の更新を受けなければならない。</p> <p>7 前項の登録の更新を受けようとする買出人は、当該有効期間満了の日までに、登録更新届出書に規則で定める書類を添付して、指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>(名称変更等の届出)</p> <p>第四十一条 買出人は、次の各号のいずれかに該当する場合には遅滞なく、その旨を指定管理者に届け出なければならない。</p> <p>一 氏名又は住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)を変更したとき。</p> <p>二 商号を変更したとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 買出人が死亡し、又は解散したときは、当該買出人の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を指定管理者に届け出なければならない。</p>
---	--



<p>(買出人の登録の取消し)</p> <p>第四十六条 指定管理者は、買出人が第四十条第三項第二号から第五号までのいずれかに該当することとなったとき又は販売の相手方として必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その登録を取り消すものとする。</p> <p>第四十七条 (略)</p> <p>(売買取引の方法)</p> <p>第四十八条 卸売業者は、市場において行う卸売については、第十五条に規定する取扱品目の物品(第五十二条、第八十七条第一項及び第八十八条を除き、以下「物品」という。)の売買取引の方法は、せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法(一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいう。以下「相対取引」という。)によらなければならない。</p>	<p>(買出人の取消し)</p> <p>第四十二条 指定管理者は、買出人が第四十条第四項第三号から第五号までのいずれかに該当することとなったとき又は販売の相手方として必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その登録を取り消すものとする。</p> <p>第四十三条 (略)</p> <p>(売買取引の方法)</p> <p>第四十四条 卸売業者は、市場において行う卸売については、第十三条に規定する取扱品目の物品(第四十七条、第八十条第一項及び第八十一条を除き、以下「物品」という。)の売買取引の方法は、せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法(一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいう。以下「相対取引」という。)によらなければならない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 指定管理者は、品目ごとの売買取引の方法を、規則で定めるところにより、公表しなければならない。</p> <p>(卸売業者の売買取引条件の公表)</p> <p>第四十九条 卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項について、公表しなければならない。</p> <p>一 営業日及び営業時間</p> <p>二 取扱品目</p> <p>三 生鮮食料品等の引渡しの方法</p> <p>四 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し、出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額</p> <p>五 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法</p> <p>六 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額(その交付の基準を含む)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 卸売業者は、物品の販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に周知しなければならない。</p>

<p>（差別的取扱いの禁止）</p> <p>第五十条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者その他の卸売を受ける者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。</p> <p>（卸売の相手方の制限）</p> <p>第五十一条 卸売業者は、せり売又は入札の方法により卸売を行う場合は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、市場の仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することなく、市場の仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後、残品が生じた場合は、この限りでない。</p>	<p>（差別的取扱いの禁止）</p> <p>第四十五条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。</p> <p>（卸売の相手方の制限）</p> <p>第四十六条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、市場の仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することなく、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 市場における入荷量が著しく多い場合又は市場に出荷された生鮮食品等が市場の仲卸業者及び売買参加者にとつて品目若しくは品質が特殊であるため残品を生じるおそれがある場合</p> <p>二 市場の仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後、残品を生じた場合</p> <p>三 他の卸売市場の入荷事情等からみて、市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法では当該卸売市場に出荷されることが困難である物品を、当該卸売市場の卸売業者又は仲卸業者に対して卸売をする場合</p>
<p>2 卸売業者は、相対取引により卸売を行う場合において、市場の仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することなく、卸売業者と仲卸業者及び売買参加者において協議が整っている場合は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をすることができる。</p>	
<p>3 第一項ただし書又は前項の規定により市場の仲卸業者及び売買参加者以外の者に販売した卸売業者は、毎月、規則で定め</p>	

<p>るところにより、指定管理者に当該販売の実績を報告しなければならない。</p> <p>(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)</p>	<p>(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)</p>
<p>第五十二条 卸売業者(その業務を執行する役員及び使用人を含む。)は、市場において第十九条第一項の許可に係る取扱品目の物品について、卸売の相手方として、物品を買い受けてはならない。</p> <p>(受託契約約款)</p>	<p>第四十七条 卸売業者(その役員及び使用人を含む。)は、市場において、第二条の許可に係る取扱品目の物品について、卸売の相手方として、物品を買い受けてはならない。</p> <p>(受託契約約款)</p>
<p>第五十三条 (略)</p> <p>2 卸売業者は、前項の受託契約約款を定めるとき又は変更したときは、速やかに指定管理者に届け出るとともに、規則で定めるところにより、公表しなければならない。</p> <p>(販売原票の作成)</p>	<p>第四十八条 (略)</p> <p>2 卸売業者は、前項の受託契約約款を定めるとき又は変更したときは、速やかに指定管理者に届け出るとともに、卸売場又は市場内のその事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>(販売原票の作成)</p>
<p>第五十四条 (略)</p> <p>2 卸売業者は、前項の販売原票に出荷者並びに当該卸売をした物品の品目、等級、単価(せり売、入札又は相対取引に係る価格をいう。以下同じ。)、数量及び単価に数量を乗じて得た金額並びにその卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者(第六十三条第一項において「買受人」という。)を正確に記載しなければならない。</p> <p>(仲卸業者の業務の規制)</p>	<p>第四十九条 (略)</p> <p>2 卸売業者は、前項の販売原票に出荷者並びに当該卸売をした物品の品目、等級、単価(せり売、入札又は相対取引に係る価格をいう。以下同じ。)、数量及び単価に数量を乗じて得た金額並びにその卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者(第五十七条において「買受人」という。)を正確に記載しなければならない。</p> <p>(仲卸業者の業務の規制)</p>
<p>第五十五条 仲卸業者は、市場内においては、第三十条第一項の承認に係る取扱品目について、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為について、仲卸業者と卸売業者において協議が整っている場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 前項ただし書の規定により市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売した仲卸業者は、毎月、規則で定めるところにより、指定管理者に当該買入れの実績を報告</p>	<p>第五十条 仲卸業者は、市場内においては、第二十五条第一項の承認に係る取扱品目について、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為について、市場の卸売業者から買い入れることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 前項ただし書の規定により市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売した仲卸業者は、規則で定めるところにより、その旨を指定管理者に届け出なければならない。</p>

<p>しなければならない。</p> <p>(現品又は見本による卸売)</p> <p>第五十六条 卸売業者は、せり売又は入札の方法により卸売を行う場合においては、現品又は見本によつて行わなければならない。</p>	<p>ない。</p>
<p>2 卸売業者は、見本又は銘柄によつて卸売をする場合においては、卸売物品の品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他卸売に必要な事項が明らかになるように措置しなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、相対取引であつて、現品又は見本によらない卸売を行った場合においては、毎月、規則で定めるところにより、指定管理者に当該販売の実績を報告しなければならない。</p>	<p>第五十一条・第五十二条 (略)</p> <p>第五十三条 卸売業者は、毎開場日、規則で定めるところにより、次に掲げる物品について、主要な品目ごとの数量及びその主要な産地を指定管理者に報告しなければならない。</p> <p>一 せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品</p> <p>二 相対取引により当日卸売をする物品</p>
<p>第五十七条・第五十八条 (略)</p> <p>第五十九条 卸売業者は、毎開場日又は毎月、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <p>一 当日の主要な品目の卸売予定数量</p> <p>二 当日の主要な品目の卸売の数量及び価格</p> <p>三 前月の委託手数料の種類ごとの受領額</p> <p>四 奨励金がある場合にあっては、前月の奨励金等の種類ごとの交付額</p>	<p>2 卸売業者は、毎開場日、規則で定めるところにより、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量、主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を指定管理者に報告しなければならない。</p> <p>一 せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品</p> <p>二 相対取引により当日卸売をした物品</p>
<p>2 卸売業者は、毎開場日、規則で定めるところにより、前項第一号及び第二号に掲げる事項を指定管理者に報告しなければならない。</p>	<p>2 卸売業者は、毎開場日、規則で定めるところにより、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量、主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を指定管理者に報告しなければならない。</p> <p>一 せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品</p> <p>二 相対取引により当日卸売をした物品</p>

3 卸売業者は、毎月、規則で定めるところにより、前月中に卸売をした物品の数量及び卸売金額(単価に数量を乗じて得た金額に消費税額及び地方消費税額を加えた金額をいう。以下同じ。)を指定管理者に報告しなければならない。

(売買取引の結果等の公表)

第六十条 指定管理者は、卸売業者から前条第二項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、同条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。

(仕切り及び送金)  
第六十一条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日から七日以内に(売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日までに)、売買仕切書及び売買仕切金(消費税額及び地方消費税額を含む。)を送付しなければならない。

3 卸売業者は、毎月、規則で定めるところにより、前月中に卸売をした物品の数量及び卸売金額(単価に数量を乗じて得た金額にその百分の十に相当する金額を加えた金額をいう。以下同じ。)を指定管理者に報告しなければならない。

(卸売予定数量等の公表)

第五十四条 指定管理者は、卸売業者から前条第一項の規定による報告を受けたときは、速やかに主要な品目の数量及びその主要な産地を市場の見やすい場所に掲示するものとする。

2 指定管理者は、卸売業者から前条第二項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、売買取引の方法ごとに主要な品目の卸売の数量、主要な産地及び卸売価格を公表するものとする。この場合において、卸売価格については、高値、中値及び安値に区分してするものとする。

(仕切り及び送金)

第五十五条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日(売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日)までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価、数量、単価に数量を乗じて得た金額の合計額、当該合計額の百分の十に相当する金額(当該委託者の責めに帰すべき理由により、第五十八条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価に数量を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の百分の十に相当する金額)、控除すべき第五十六条第一項に規定する委託手数料の率により算出された委託手数料、当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)並びに差引仕切金の額を

<p>2 卸売業者は、前項の売買仕切書には、当該卸売をした物品の品目、等級、数量、価格、価格と数量の積の合計額、当該合計額の消費税額及び地方消費税額並びに卸売代金（当該委託者の責めに帰すべき理由により第六十四条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、数量、価格、価格と数量の積の合計額及び当該合計額の消費税額及び地方消費税額並びに当該合計額に当該合計額の消費税額及び地方消費税額を加えて得た金額）を正確に記載しなければならぬ。</p>	<p>明記した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。</p>
<p>3 第一項の売買仕切金は、現金又は口座振替による支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに支払わなければならない。</p> <p>（委託手数料の率）</p> <p>第六十二条（略）</p>	<p>2 卸売業者は、前項の委託手数料の率を卸売場及び主たる事務所の見やすい場所に掲示することにより、委託者に周知しなければならない。</p> <p>（委託手数料の率）</p> <p>第五十六条（略）</p>
<p>3 （略）</p> <p>（買受代金の支払義務）</p> <p>第六十三条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けた日から七日以内に（卸売業者が買受人と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金（消費税額及び地方消費税額を含む。）を支払わなければならない。ただし、卸売業者があらかじめ買受人と支払猶予の特約をしたときは、この限りでない。この場合において、その支払猶予期間に買い受けた物品の引渡しを受けた日から起算して三十日を超えることはできない。</p>	<p>3 （略）</p> <p>（買受代金の即時支払義務）</p> <p>第五十七条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者が買受人と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金（買い受けた額にその百分の十に当たる額を加えた額とする。）を支払わなければならない。</p>

2 仲卸業者から物品を買い受けた者は、買  
 い受けた物品の引渡しを受けた日から七  
 日以内に（仲卸業者が物品を買い受けた者  
 と支払猶予の特約をしたときは、その特約  
 において定められた期日までに）、買い受  
 けた物品の代金（消費税額及び地方消費税  
 額を含む。）を支払わなければならない。  
 ただし、仲卸業者があらかじめ物品を買い  
 受けた者と支払猶予の特約をしたときは、  
 この限りでない。この場合において、その  
 支払猶予期間に買い受けた物品の引渡し  
 を受けた日から起算して三十日を超える  
 ことはできない。

3 第一項又は前項の特約については、次に  
 掲げる場合にはこれを行ってはならない。  
 一 当該特約が他の買受人に対して不当  
 に差別的な取扱いとなるものである場  
 合  
 二 当該特約が卸売業者の財務の健全性  
 を損なうものである場合  
 三 市場における業務の適正及び健全な  
 運営を阻害するものである場合

第六十四条（略）  
 （その他の決済の方法）

第六十五条 市場における売買取引の決済  
 は、第六十一条及び第六十三条に定めるも  
 ののほか、現金又は口座振替その他取引参  
 加者当事者間で決定した支払方法により、  
 取引参加者当事者間で決定した支払期日  
 までに行わなければならない。

2 指定管理者は、第六十一条、第六十三  
 条及び前項において定める決済の方法につ  
 いて、規則で定めるところにより、公表し  
 なければならない。

2 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲  
 卸業者に対し、買受代金をできるだけ早期  
 に支払うように努めなければならない。

第五十八条（略）

第四章 卸売の業務に係る物品の品  
 質管理の方法  
 （卸売の業務に係る物品の品質管理の方  
 法）

第五十九条 知事は、卸売の業務に係る施設

<p>第四章 (略)</p> <p>(市場施設の利用許可)</p> <p>第六十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定管理者は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。第六十九条第三号において同じ。)の利益になると認めるときは、第一項又は前項の許可を与えないことができる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第四項の保証金は現金とし、その額は、第七十二条第一項の規定に基づき定める利用料金の月額の六倍に相当する額の範囲内において規則で定める。</p> <p>7 第二十二条から第二十四条までの規定は、第四項の保証金について準用する。</p> <p>第六十七条から第七十条 (略)</p> <p>(返還)</p> <p>第七十一条 施設利用者の死亡、解散又は廃業、第二十六条第一項若しくは第二項(第四十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可の取消し、第三十五条第一項若しくは第二項又は第四十条第一項の規定による業務の承認の取</p>	<p>ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次に掲げる事項を規則で定めなければならない。</p> <p>一 施設の取扱品目</p> <p>二 施設の設定温度及び温度管理に関する事項</p> <p>三 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項</p> <p>四 その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項</p> <p>2 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、前項の規定による規則で定める物品の品質管理の方法に従わなければならない。</p> <p>第五章 (略)</p> <p>(市場施設の利用許可)</p> <p>第六十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定管理者は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。第六十三条第三号において同じ。)の利益になると認めるときは、第一項又は前項の許可を与えないことができる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第四項の保証金は現金とし、その額は、第六十六条第一項の規定に基づき定める利用料金の月額の六倍に相当する額の範囲内において規則で定める。</p> <p>7 第十九条から第二十一条までの規定は、第四項の保証金について準用する。</p> <p>第六十一条から第六十四条 (略)</p> <p>(返還)</p> <p>第六十五条 施設利用者の死亡、解散又は廃業、県条例第四十八条第一項又は第二項の規定による許可の取消し、第二十八条第一項若しくは第二項(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)又は第三十九条第一項の規定による業務の承認の取消</p>
---	---



消しその他の理由により市場施設を利用しなくなつたときは、相続人、清算人、代理人又は当該施設利用者は、指定管理者の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(利用料金等)

第七十二条 指定管理者は、市場施設の利用料金を月単位で自己の収入として収受するものとし、その額は、別表の金額に消費税額及び地方消費税額を加えた金額(卸売業者市場利用料金及び仲卸業者市場利用料金)にあっては、同表の金額)の範囲内で知事の承認を得て定めるものとする。

2 5 (略)

第五章 (略)

(取引参加者に対する指示)

第七十三条 知事は、取引参加者が第三章に定める事項に反する行為を行ったときは、当該事項を遵守するよう指示を行うことができる。

2 知事は、取引参加者が前項の指示に従わないときは、当該取引参加者の取引の全部又は一部を制限することができる。

第七十四条・第七十五条 (略)

(監督処分)

第七十六条 知事は、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者に、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為がある場合には、これらの者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、五万円以下の過料を科し、又は卸売業者にあっては第一号、仲卸業者にあっては第二号、売買参加者にあつては第三号に掲げる処分をすることができる。

一 第十九条第一項の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその許可に

しその他の理由により市場施設を利用しなくなつたときは、相続人、清算人、代理人又は当該施設利用者は、指定管理者の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(利用料金等)

第六十六条 指定管理者は、市場施設の利用料金を月単位で自己の収入として収受するものとし、その額は、別表の金額に百分の百十を乗じて得た金額(卸売業者市場利用料金及び仲卸業者市場利用料金)にあっては、同表の金額)の範囲内で知事の承認を得て定めるものとする。

2 5 (略)

第六章 (略)

第六十七条・第六十八条 (略)

(監督処分)

第六十九条 知事は、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者に、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為がある場合には、これらの者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、五万円以下の過料を科し、又は卸売業者にあっては第一号、仲卸業者にあっては第二号、売買参加者にあつては第三号に掲げる処分をすることができる。

一 六月以内の期間を定めて県条例第十二条の許可に係る卸売の業務の全部

<p>係る卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命じること。</p> <p>二 第三十条第一項の承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその承認に係る仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命じること。</p> <p>三 第三十六条第一項の承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命じること。</p> <p>2 知事は、関連事業者に、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分違反する行為がある場合には、当該関連事業者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、第三十九条第一項の承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその承認に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。</p>	<p>又は一部の停止を命じること。</p> <p>二 第二十五条第一項の承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその承認に係る仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命じること。</p> <p>三 第三十一条第一項の承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命じること。</p> <p>2 知事は、関連事業者に、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分違反する行為がある場合には、当該関連事業者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、第三十四条第一項の承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその承認に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。</p>
<p>3 知事は、買出人に、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分違反する行為がある場合には、当該買出人に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、第四十四条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて入場の停止を命じることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>第六章 (略)</p> <p>第七十七条、第八十五条 (略)</p> <p>第七章 (略)</p> <p>(卸売業務の代行)</p> <p>第八十六条 (略)</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定による卸売の業務を行わせる卸売業者がないとき又は他の卸売業者に卸売の業務を行わせることが不相当と認めるときは、自らその卸売の業務を行うものとする。この場合において、第二章第一節(第二十七条の規定を除く。)の規定は、適用しないものとする。</p>	<p>3 知事は、買出人に、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分違反する行為がある場合には、当該買出人に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、第四十条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて入場の停止を命じることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>第七章 (略)</p> <p>第七十条、第七十八条 (略)</p> <p>第八章 (略)</p> <p>(卸売業務の代行)</p> <p>第七十九条 (略)</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定による卸売の業務を行わせる卸売業者がないとき又は他の卸売業者に卸売の業務を行わせることが不相当と認めるときは、自らその卸売の業務を行うものとする。この場合において、第二章第一節(第二十二条の規定を除く。)の規定は、適用しないものとする。</p>

第八十七条～第九十四条 (略)

別表(第七十二条関係)

種別	金額(月額)
(略)	(略)
仲卸業者市場利 用料金	第五十五条第一項ただし書の規定により買入れた場合におけるその買入れた物品の販売金額(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)の千分の三・五
(略)	(略)

第八十条～第八十七条 (略)

別表(第六十六条関係)

種別	金額(月額)
(略)	(略)
仲卸業者市場利 用料金	第五十条第一項ただし書の規定により買入れた場合におけるその買入れた物品の販売金額(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)の千分の三・五
(略)	(略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年六月二十一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の三重県地方卸売市場条例(以下「旧条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の三重県地方卸売市場条例(以下「新条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 新条例第十九条第一項の規定による許可を受けようとする者は、施行日前においても、同条第一項から第三項までの規定の例により、申請をすることができる。

4 知事は、前項の申請があつた場合においては、施行日前においても、新条例第十九条第四項及び第五項の規定の例により、同条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可を受けた者は、施行日において同項の許可を受けたものとみなす。

5 この条例の施行の際現に旧条例第十七条第一項又は第六十条第四項の規定により保証金の預託をしている者(前項の許可を受けたものに限る。)は、施行日において新条例第二十条第一項又は第六十六条第四項の規定により保証金を預託したものとみなす。

6 この条例の施行の際現に旧条例第二十六条第一項、第三十六条第一項又は第六十条第四項の規定により保証金の預託をしている者(卸売業者を除く。)は、施行日において新条例第三十一条第一項、第四十条第一項又は第六十六条第四項の規定により保証金を預託したものとみなす。

7 新条例第五十九条、第六十条、第六十一条、第六十三条及び第六十五条の規定は、施行日以後に卸売をされ、又は買い受けられた物品について適用し、施行日前に卸売をされ、又は買い受けられた物品については、なお従前の例による。

(三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例の一部改正)

8 三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例（平成三十一年三重県条例第三十号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
3 (略)	1・2 (略)	3 施行日から平成三十五年九月三十日までの間において飲食料品（食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第二条第一項に規定する食品（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類を除く。）をいう。）として卸売をされ、又は買い受けられた物品に係る改正後の第五十三条、第五十五条及び第五十七条の規定の適用については、これらの規定中「百分の十」とあるのは「百分の八」とする。
4 (略)	1・2 (略)	3 施行日から平成三十五年九月三十日までの間において飲食料品（食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第二条第一項に規定する食品（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類を除く。）をいう。）として卸売をされ、又は買い受けられた物品に係る改正後の第五十三条、第五十五条及び第五十七条の規定の適用については、これらの規定中「百分の十」とあるのは「百分の八」とする。

提案理由

卸売市場法の一部改正に鑑み、三重県地方卸売市場の市場関係事業者及び市場内の取引に係る規定等を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

【議案補充説明】

4 議案第 69 号「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の変更について」

1 変更の趣旨

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」第 9 条第 1 項の規定に基づき、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 24 年 3 月に策定した「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」（平成 28 年 3 月改定）の変更について、同条例第 9 条第 7 項において準用する同条第 3 項の規定により、議決を得ようとするものです。

2 計画の概要

人口減少や高齢化の著しい進行、Society5.0 やSDGsなどの社会潮流の変化、TPP11等をはじめとするグローバル化の進展など、農業及び農村をめぐる情勢が変化していることから、これに対応するため計画内容を変更するものです。

(1) 計画の期間

令和 2 (2020) 年度から令和 11 (2029) 年度までの 10 年間とします。

(2) 推進体制の整備

県、市町、農業者、関係団体等の担う役割を明確にし、適切な役割分担のもと、連携・協創を基本姿勢として、施策を推進するとともに、施策横断的に注力していく取組については、プロジェクト体制等を構築して進めます。

なお、本計画の概要については、別添 1 のとおりです。

# (1)「令和元年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における 県有施設の見直しについて(関係分)

## 集中取組期間における県有施設の見直し一覧

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」13頁に記載の「県有施設の見直し」について、個別施設の見直しの方向性や調整経過等を整理したものです。

○今回の見直しは、廃止や統合を含めたあり方検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面で見直しに取り組むとともに、あわせて、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組んでいます。

○平成31年2月14日全員協議会以降、見直しの方向性を定めた施設については、見直しの実施に向けて庁内での検討や関係団体との調整を進め、今後見直しの方向性を定めるとした施設については、引き続き検討を重ね方向性を定めました。

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
1	鳥羽休憩所 (鳥羽ビジターセンター) <直営>	<p>移譲(又は廃止) (令和2年度末を目処に移譲又は廃止する。)</p> <p>当該施設は、伊勢志摩国立公園の総合案内を目的に昭和47年に建設されたもので、伊勢志摩の歴史や文化等への認識を深めてもらう場として、また、自然体験の総合窓口として情報発信などを行っている。</p> <p>鳥羽市の観光案内所など一部の機能が重複していること、利用者数が少ないこと、県以外の主体が地域のエコツーリズム等の活動拠点として活用できる可能性があることから、関係団体等への移譲、又は廃止について検討を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30.1～H30.11 県、市町、国立公園協会を構成員とした検討会において、県有施設の移譲又は廃止について理解が得られた。</li> <li>・H30.12～R1.11 施設の譲渡について関係市町や関係団体と個別に調整を行ったところ、どこも受入れは困難との状況であった。そこで、関係市町の協力により、現施設で活動している団体の拠点の移転先として7箇所を検討し、可能性の高いところから個別に調整を行っている。</li> <li>・R1.12～R2.2 さらに移転先を絞り込み、利用者数、エコツーリズムの活動拠点、既存施設との相乗効果の観点を踏まえ調整を進めている。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移転先について複数の候補地を個別に調整しているが、事業の執行に必要となる、①広さ(打合せ及びチラシ展示等のスペース)、②場所(公共交通機関や集客交流施設からの距離)、③駐車場(台数)、④使用料金を考慮するなかで、場所の決定まで至っていない。</li> <li>・また、関係団体以外への施設譲渡について、関係市町や関係団体の意向を踏まえ、慎重に進める必要がある。</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R2.3～R2.9 引き続き、現施設で活動している団体の拠点の移転先の確保について、関係市町や関係団体等と個別に協議を行う。関係市町や関係団体の意向を踏まえて、関係団体以外への施設の譲渡、あるいは取壊しを決定する。</li> <li>・R2.10～R3.3 決定内容について、関係市町や関係団体等と連携し、国立公園協会会員である地元事業者等の理解を得るよう努める。</li> </ul>	農林水産部

(2)『『みえ県民カビジョン・第三次行動計画』(仮称)最終案に対する意見』への回答(関係分)  
(各行政部門別常任委員会集約分)

環境生活農林水産常任委員会

施策番号	施策名	担当当部局	委員会意見	回 答
253	農山漁村の 振興	農林水産部	<p>農山漁村の振興は、人口流出の課題に直結する施策であることから、主指標、副指標それぞれが「多くの人に住みたい、住み続けたい、あるいは訪れたいと感じ、農山漁村の活性化が進んでいる」という施策のめざす姿にどのように資するのかという視点を重視して取組を進められたい。</p> <p>また、議会へは指標それぞれの目標達成状況だけでなく、施策のめざす姿に対してどのような効果をもたらしているかについても説明されたい。</p>	<p>地域から生み出される農林水産物の加工施設や直売所等の整備を支援するとともに、国内外からの誘客につながる自然体験活動の促進や、魅力ある地域資源を最大限に生かした農家レストランや体験民宿などのビジネスを生み出すことで、地域経済の活性化や雇用の創出につなげていきます。また、地震や豪雨などの自然災害に対する防災・減災対策を計画的に進めることで、地域の皆さんが安心して暮らせる環境を整備します。</p> <p>こうした取組を通じて、「多くの人に住みたい、住み続けたい、あるいは訪れたいと感じ、農山漁村の活性化が進んでいる」というめざす姿の実現につなげていきます。</p> <p>また、主指標や副指標が、めざす姿にどのような効果をもたらしているかについては、数値の達成状況だけでなく、その副次的な効果も含めて毎年度の成果レポート等でお示ししたいと考えています。</p>

### (3) みえ県民カビジョン・第三次行動計画（案）について（関係分）

令和元年12月12日の環境生活農林水産常任委員会において、みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）最終案についてご審議いただき、令和2年1月21日には、県議会から最終案に対する知事への申し入れをいただきました。

こうしたご意見等をふまえながら、別冊1-1「みえ県民カビジョン・第三次行動計画（案）（農林水産部関係抜粋分）」にまとめました。

なお、最終案からの主な修正箇所については、次のとおりです。

#### 1 主な修正箇所

##### (1) 施策147 獣害対策の推進

###### ①基本事業2「野生鳥獣の生息数管理の推進」の取組方向を修正

(最終案) 特に、サル、ニホンジカ、イノシシによる被害の減少につなげるため、県の「鳥獣保護管理事業計画」の方針に基づき、計画的な個体数調整などに取り組みます。

(成案) 特に、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルによる被害の減少につなげるため、県の「鳥獣保護管理事業計画」の方針に基づき、計画的な個体数調整などに取り組みます。

##### (2) 施策253 農山漁村の振興

###### ①「現状と課題」を修正

(最終案) これまで「三重まるごと自然体験構想」に基づき三重が誇る豊かな自然を「体験」という形で生かし、都市住民との交流の拡大を図ってきた結果、農山漁村の活性化につなげることができました。

(成案) これまで「三重まるごと自然体験構想」に基づき三重が誇る豊かな自然を「体験」という形で生かし、都市住民との交流の拡大を図ってきた結果、新たなビジネスが生まれる等、農山漁村の活性化につなげることができました。

###### ②基本事業3「安全・安心な農村づくり」の取組方向を修正

(最終案) 農業用ため池、排水機場等の老朽化対策および耐震対策等のハード対策と併せて、管理体制の強化等のソフト対策を計画的に進めることで防災・減災対策を推進し、地域防災力の向上に取り組みます。

(成案) 農業用ため池、排水機場等の豪雨・耐震化対策および長寿命化等のハード対策と併せて、管理体制の強化等のソフト対策を計画的に進めることで防災・減災対策を推進し、地域防災力の向上に取り組みます。



(3) 施策311 農林水産業の多様なイノベーションの促進とブランド力の向上

①副指標「県産農林水産物のブランド力向上に取り組む事業者数（累計）」の「現状値」を修正

(最終案) 9者(見込)

(成案) 7者

(4) 施策312 農業の振興

①主指標の「現状値」を修正

(最終案) 1,211億円(29年)

(成案) 1,205億円(30年)

②主指標の「令和5年度の目標値」を修正

(最終案) 1,228億円(4年)

(成案) 1,222億円(4年)

(5) 施策314 水産業の振興

①「現状と課題」を修正

(最終案) 水産資源の適切な管理に基づく維持・増大を進めるとともに、競争力のある養殖業を確立していく必要があります。

(成案) 水産資源の適切な保存・管理によりその維持・増大を図るとともに、競争力のある養殖業を確立していく必要があります。

②副指標「拠点漁港における耐震・耐津波対策を実施した施設の整備延長（累計）」の「現状値」を修正

(最終案) 516m(見込)

(成案) 493m(30年度)

## (4) 三重県主要農作物種子条例（仮称）最終案について

### 1 条例の検討状況

「三重県主要農作物種子条例（仮称）」（以下、「条例」という。）について、県議会でのご議論を踏まえつつ、パブリックコメントを実施するとともに、採種事業検討会（以下、「検討会」という。）を開催して関係団体と検討を進めてきました。

### 2 条例に対する意見聴取の実施状況

#### （パブリックコメント）

条例（素案）について、幅広く県民の方から意見を聴取するためのパブリックコメントを下記のとおり実施しました。

○意見募集期間 令和元年12月20日～令和2年1月20日

○意見総数 443件

○いただいた主な意見

- ・目的を消費者への安全安心な食料供給としているのは高く評価できる。
- ・安全安心な食料供給に取り組んでほしい。
- ・種子管理団体には、信頼できる団体が指定されるように規定してはどうか。
- ・県として採種計画を策定してはどうか。
- ・積極的に品種開発を進めてほしい。
- ・外資系企業により種子が独占され、遺伝子組換え種子の普及が心配。
- ・野菜や在来種の種子にも対象を広げてはどうか。

#### （採種事業検討会）

また、令和2年1月28日に第4回検討会を開催し、関係団体と最終案の取りまとめに向けた検討を行いました。

○関係団体からの主な意見

- ・最終案には異論はない。また、農業者等から疑問や不安の声は寄せられていない。
- ・種子管理団体の管理という言葉は、種子生産者を管理すると受け取られる可能性がある。
- ・パブリックコメントの意見を踏まえ、採種計画を県が策定するなど、素案からの変更点について理解する。

### 3 条例の最終案について

条例の最終案として、いただいた意見等を踏まえ、別添2-1のとおり取りまとめました。

○主な修正点

指定種子団体の指定やその業務、県による指導等を詳細に規定する。	
素案	【2. 定義】において種子管理団体を次のとおり記載。 「採種計画」を策定し、計画に基づいた種子の生産、調達および供給のほか、需給の調整、備蓄を行う県が指定した団体。
最終案	種子管理団体を指定種子団体と改めるとともに次の規定を追加。 4. 指定種子団体の指定 業務を規定し、知事が指定する旨を規定 5. 指定種子団体に対する指導等 業務改善に必要な処置を講ずるよう指導助言できる、改善されないときは指定を取り消すことができる旨を規定

採種計画（主要農作物種子の安定的な生産及び供給に関する計画）の策定主体を県とする旨を規定する。	
素案	4. 主要農作物の種子の生産に関する事務 【採種計画】 種子管理団体は、毎年度、主要農作物種子の安定的な生産及び供給に関する計画（以下「採種計画」という。）を策定し、知事に提出し、承認を受ける。
最終案	6. 主要農作物の種子の生産に関する事務 【県採種計画】 (1) 知事は、主要農作物の種子の安定供給のため、県採種計画を定めるものとする。 (2) 知事は県採種計画の策定にあたり必要な情報を指定種子団体に求めることができるものとする。

なお、パブリックコメントでいただいた主な意見のうち、①、②の意見についての県の見解は以下のとおりです。

①野菜や在来種の種子にも対象を広げてはどうか。（反映することが難しい）

<理由>野菜においては、種苗会社等による種子供給体制が構築されており、また、本条例の検討趣旨が種子法廃止を踏まえた主要農作物種子の安定供給体制の確保であるため。

②外資系企業により種子が独占され、遺伝子組み換え種子の普及が心配。（反映することが難しい）

<理由>遺伝子組換え作物については、カルタヘナ法等により、栽培する際の規制措置等が定められており、また、条例に基づく奨励品種の決定に際しては、消費者や生産者のニーズを十分に踏まえて品種を選定することになるため。

4 今後のスケジュール

令和2年6月 条例案提出

9月 条例施行

## (5) 三重の農福連携等推進ビジョン（案）について

### 1 背景

県では、農福連携の拡大と定着に向け、平成 23 年度から専任の担当者を配置しながら、農業と福祉分野をつなぐ人材の育成などに取り組んできました。

一方、国でも、昨年 6 月、「農福連携等推進ビジョン」が策定され、国と地方、関係団体等が協力し、さまざまな取組が進められることとなっています。

こうした中、本県でも、策定中の「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」や新しい「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」を踏まえ、効果的な施策や推進体制の整備などに取り組む必要があることから、関係者等が共通認識を持ち、一体となって農福連携を推進していくための指針として、「三重の農福連携等推進ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を本年度中に策定します。

### 2 ビジョン（案）について

#### (1) ビジョン（案）の概要

##### ア めざすべき姿

障がい者や生きづらさ・働きづらさを感じている無業の若者等が、農林水産業に参入した福祉事業所や農林水産事業者、特例子会社において、生き生きと働き、担い手として活躍することにより、安定した収入を得て、自立に向け、着実に前進している姿

##### イ 計画期間

令和 2 年度から令和 5 年度までの 4 年間

##### ウ 取組の視点

- ・農福連携を、広く、深く、知っていただく
- ・農福連携に、小さなところから取り組み、発展させていく
- ・農福連携の輪を広げていく

##### エ 取組の方向

- ・福祉事業所・農林水産事業者・企業等への意識啓発
- ・農福連携を推進する人材の確保・育成
- ・ノウフク商品の開発および販売促進
- ・農福連携を促進する環境整備
- ・農福連携の分野の広がり促進

##### オ 推進体制

県段階、地域段階における、県、関係団体等が連携した推進体制を構築していきます。

#### (2) 関係者等からの意見聴取

ビジョン（案）の策定にあたっては、学識経験者、福祉事業所、支援組織等 9 名で構成する懇話会を開催し、意見を聴取しています。

なお、第1回懇話会（2月17日開催）での主な意見は、次のとおりでした。

- ・農福連携を地域で広げていくため、農林水産業版ジョブコーチの活動に対する支援がますます重要
- ・県域を対象として設置される一元的な相談窓口と地域の支援組織とのネットワークの構築、さらには地域の実情に即した地域段階における推進体制の構築が必要
- ・農林水産業の就労体験を無業の若者などにも広げていくことが重要

### 3 今後のスケジュール

今後、本委員会や第2回懇話会でいただいたご意見を踏まえ、3月中にビジョンを策定します。

- ・3月17日 第2回策定懇話会の開催
- ・3月下旬 ビジョンの策定

## (6) CSF等に係る対応について

### 1 現状

平成30年9月に国内で26年ぶりに発生が確認されたCSFは、直近では沖縄県の養豚農場において連続で発生しており、令和2年3月6日時点(以下、「現時点」という。)で、飼養豚での陽性確認県は1府9県57事例、ワクチン接種推奨地域は21都府県にまで拡大しています。また、昨年以降、アジア地域においてASFの発生が急速に拡大しており、日本国内への侵入脅威が一段と高まっています。

県内養豚農場におけるCSF等の発生防止に向けて、引き続き、関係者と緊密に連携を図りながら、CSF等の感染拡大防止対策などを的確に推進していくことが求められています。

### 2 対応状況

#### (1) CSF等の感染拡大防止対策

##### ① 農場を守る対策(飼養豚へのワクチン接種、飼養衛生管理の強化・徹底)

- ・飼養豚へのワクチン接種を県内全域で継続しており、県域での面的防護を図っています。また、ワクチン接種豚の抗体検査を実施し、免疫付与が十分でない豚を確認した場合には、速やかにワクチンの追加接種を行っています。
- ・県内全養豚農場を対象にした家畜防疫員によるきめ細かな巡回指導等を行い、飼養衛生管理基準(農場や豚舎へ出入りする人、物、車両の消毒、毎日の飼養豚の健康観察による異状の早期発見・早期通報等)の遵守徹底を図っています。
- ・小動物を含めた野生動物の侵入防止柵を農家負担なしで設置できる事業を創設し、農場周りの防護柵整備を促進してきました。事業活用を希望する全ての農場に対して、効果的な柵の設置など技術的な助言も含めて支援を行い、農場の衛生管理を強化しています。

##### ② 野生いのしし対策(経口ワクチン散布、調査捕獲等)

- ・北勢地域6市町(桑名市、いなべ市、菰野町、四日市市、鈴鹿市、亀山市)において、本年1月19日から開始した冬期の経口ワクチン散布は、夏期散布時(令和元年7月～9月)の202箇所から、約1.5倍となる308箇所に拡大して実施しました。3月中旬からは、隣接する滋賀県甲賀市のCSF感染確認事例を受けて、伊賀市においても経口ワクチン散布を開始します。
- ・2月に実施した冬期散布(第1回目)後の調査捕獲では、野生いのししの免疫獲得率は6市町で7.5%、うち継続して感染野生いのししが確認されている2市1町(桑名市、いなべ市、菰野町)で15.8%となっており、夏期散布時より大きく上昇しました。
- ・中南勢地域等の19市町においても、県内産ジビエの安全・安心確保やCSFの広がり調査するため、毎月定期的に野生いのししのCSF検査を実施しています。

※野生いのししの検査結果（県内全域、死亡野生いのししの検査含む）  
現時点で1,466頭の検査を実施し、うち43頭の陽性を確認  
（陽性の内訳：いなべ市22頭、桑名市4頭、菰野町16頭、四日市市1頭）

### ③ ASFに関する家畜伝染病予防法の改正概要等

- ・議員立法による改正家畜伝染病予防法が、令和2年2月5日に施行され、法律上の豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称が、それぞれ豚熱、アフリカ豚熱に変更されるとともに、ASFが発生した際の予防的殺処分の実施、感染野生いのしし確認時の防疫対応等が示されました。
- ・このほか、今国会において、CSF・ASFに関する対策として、家畜所有者等の責務の明確化（農場ごとの衛生管理に係る責任者の選任、飼養衛生管理マニュアルの作成、従業員・関係者への周知徹底など）、命令違反者に対する罰則の強化など、飼養衛生管理基準を守るための措置の拡充や、疾病の浸潤状況調査・経口ワクチン散布など、野生動物による疾病のまん延防止に係る措置の法定化等について、審議が行われる予定です。

## (2) 経営支援対策・風評被害対策

- ・経営支援対策については、CSF発生農場に対して、農場の飼養衛生管理の向上や資金確保等の経営支援、豚の再導入や増産への支援等に継続して取り組んでいます。なお、当該農場は、昨年11月に事業を再開し、その後も計画的に豚の導入や増産を進めています。
- ・風評被害対策については、量販店や飲食店等において、県産豚肉・県内産ジビエの消費喚起キャンペーンや三重のブランド豚のPRイベントを開催したほか、流通段階での豚肉・ジビエの価格・取引量のモニタリングや不当表示監視などに継続して取り組んでいます。

## 3 今後の取組

養豚農場におけるCSFの発生防止やワクチンなどの有効な手段が無いASFの侵入防止に向けて、令和2年度は、CSF対策チームを「CSF対策プロジェクトチーム」として正式に組織化し、担当課長以下5名に、畜産課、獣害対策課等の関係職員も加え、CSF・ASF対策を間断なくきめ細かに推進していきます。

具体的には、家畜伝染病予防法の改正も見据え、地域単位の防疫推進チームを設置し、農場関係者が自ら作成したマニュアルに沿って、的確に飼養衛生管理が行えるよう、作成段階から丁寧に支援・指導を行っていきます。

また、飼養豚へのワクチン接種、経口ワクチンの重点散布や年間を通じた県域での野生いのししの捕獲強化などに関係者と連携して取り組みます。

さらに、発生農場等の経営再建に向けたきめ細かな支援対策、県産豚肉・県内産ジビエの安全性等に関する正確かつ効果的な情報発信や飲食店等と連携した消費喚起キャンペーンの開催、不当表示の継続監視などによる風評被害の防止等に取り組めます。

今後も引き続き、県内養豚農場におけるCSF等の発生防止に万全を期すため、関係者が一丸となって、CSF・ASF対策に全力で取り組んでまいります。

## (7) 三重県農業農村整備計画（最終案）について

県では、人口減少や高齢化等の進行、国土強靱化等の防災・減災対策の加速化など、農業及び農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、新たな三重県農業農村整備計画（以下、「整備計画」という。）の策定に向けた作業を進めています。

今回、有識者懇話会での議論やパブリックコメントなどでいただいた意見等を踏まえて、整備計画（最終案）を取りまとめました。

### 1 整備計画（素案）に対する意見等について

令和2年1月31日に開催した有識者懇話会では、農業農村整備の現状と課題、今後の整備方針などについて、議論していただきました。

また、パブリックコメントは、令和元年12月16日から令和2年1月14日までの期間で実施し、46件の意見をいただきました。

#### 【有識者懇話会における主な意見】

- ① 土地持ち非農家の負担も考慮しながら、基盤整備を実施していくことが課題である。
- ② 人口減少や高齢化等が進む中、維持管理や機能保全を行うことが重要である。10年後も継続して農業用施設の適切な管理が行えるよう、管理組織の体制強化が必要である。
- ③ 加工施設や直売施設などの活性化施設については、付加価値をつけるなど魅力ある施設となるよう、地元と連携して取り組んでいく必要がある。
- ④ 多面的機能の周知と理解を深める取組を一層推進する必要がある。

#### 【パブリックコメントにおける主な意見】

- ① 農業用水を効率的に利用するため、スマート農業に適したパイプライン化を進めることが非常に大切である。
- ② 現在の多面的機能の維持・発揮の活動は重要であるため、今後も地域の共同活動が継続できるよう、国や県も積極的に地域に関わっていくことを期待する。

### 2 整備計画（最終案）について

整備計画（最終案）については、有識者懇話会やパブリックコメントなどの意見を踏まえるとともに、現在、見直しを進めている「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」や「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」と整合を図りながら、目標数値を定めました。

#### 【整備計画（素案）からの主な変更点】

- ① 第4章の「安全・安心な農村づくり」において、農業用施設の適切な管理に向けて、土地改良区の体制強化などの記述を追加しました。



- ② 第4章の「地域の特性を生かした農村の振興」において、地域の特徴を生かした持続的で魅力ある農村を実現するため、6次産業化やブランド化につなげる活性化施設の整備を支援することとします。
- ③ 第4章の「多面的機能の維持・発揮」において、農地、水路、農道等の地域資源の保全や景観形成などに向けた共同活動を支援するとともに、地域内外の多様な人材の共同活動への参画を促すことにより、多面的機能を実感する人を増加させ、多面的機能の周知と理解につなげることとします。

### 3 今後のスケジュール

本委員会でのご意見を踏まえ、本年度末を目途に新たな整備計画を策定してまいります。

## (8) 三重まるごと自然体験構想 2020（最終案）について

県では、人口減少への対応など地方創生の取組の本格化、インバウンドの増加、「三重とわか県民健康会議」の取組をはじめとする健康寿命意識の高まりなど、農山漁村を取り巻く情勢の変化に的確に対応していくため、平成 28 年 2 月に策定した「三重まるごと自然体験構想」の見直しに向けた作業を進めています。

これまでに本常任委員会でご議論いただくとともに、自然体験活動団体や、企業、大学、行政等で構成する「三重まるごと自然体験ネットワーク」会員との意見交換等を通じて最終案を取りまとめました。

### 1 意見交換等の概要

意見交換等は令和元年 12 月中旬から各会員と個別に行いました。いただいた主な意見は以下の通りです。

- ①楽しみながら「健康づくり」にもつながる自然体験の効果に着目した取組を位置付けている点に賛同する。
- ②社員等の「健康ツアー」を受け入れるなど、健康経営に取り組む企業等との連携を進める取組への支援に期待している。
- ③自然体験活動団体と宿泊施設等の連携構築の方向性に賛同する。
- ④アウトドア企業やネットワーク会員が連携した情報発信は効果的で、継続した取組に期待している。
- ⑤子供たちが地域での自然体験をとおして、地域の自然の魅力を知り、生きる力を身につけるような取組を位置付けてほしい。

### 2 構想の最終案について

これまでにいただいたご意見等を踏まえ、構想の最終案を別冊 4 のとおり取りまとめました。主な意見の反映点は次のとおりです。

- ①健康経営に取り組む企業等との連携については、企業と自然体験活動団体とのマッチングを図る旨を記載しました。（基本的な取組方向 1-1-(2) に記載）
- ②アウトドア企業等との情報発信の継続については、企業等との連携によるイベント出展など、活動団体による情報発信の充実や、観光関連団体と連携した情報発信体制について記載しました。（基本的な取組方向 2-3-(1) に記載）
- ③自然体験を通じた「生き抜いていく力」を育み、主体的に学ぶ機会の創出について記載しました。（基本的な取組方向 1-3-(1) に記載）

### 3 今後のスケジュール

本委員会でのご意見を踏まえ、本年度末までに新たな構想を策定してまいります。

## (9) 第3期みえ生物多様性推進プラン（最終案）について

### 1 経緯

県の生物多様性の保全に関する基本計画である、みえ生物多様性推進プランについて、これまでの取組状況やSDGsなど生物多様性の保全に対する社会的な関心の高まりを踏まえ、今年度中の見直しに向けた作業を進めてきました。

### 2 中間案に対する意見等

#### (1) パブリックコメントの結果

「第3期みえ生物多様性推進プラン」の中間案について、令和元年12月20日から令和2年1月20日までパブリックコメントを実施し、12名の方から32件の意見をいただきました。なお、主な意見は次のとおりです。

- ①県内で行われている生物多様性保全に関する取組事例を掲載して欲しい。
- ②ゾーニングにより希少野生生物を保全することは良い取組であるが、生息場所を公開するにあたっては一定の配慮が必要である。
- ③活動団体や活動参加者数を増やすだけでなく、その連携や活動の質を高める取組をする必要がある。
- ④生物多様性を推進していくためには、県内だけではなく、国、近隣府県と連携を図る必要がある。

#### (2) 自然環境保全審議会での主な意見

令和2年2月21日に三重県自然環境保全審議会自然環境部会を開催し、次の意見等をいただきました。

- ①第3期プランの取組結果の評価・検証を行うこととされたい。
- ②保全活動の質を高めるために、主催者である行政や活動団体のスキルアップが必要である。
- ③さまざまな主体と連携し生物多様性保全を進めるため、市町への説明会の開催や自然観察会等のイベントを通して、当プランを活動団体等へ十分に普及啓発する必要がある。

### 3 最終案について

中間案に対していただいたご意見等を踏まえ最終案を別冊5として取りまとめました。主な意見の反映点として、実施後の結果検証について、定性的な評価に係る記述を追記するとともに、第4章の「地域空間別取組」に、森林環境教育・木育等に関する取組事例など全19件のコラムを追加しました。

なお、その他のいただいたご意見等については、今後の取組の参考とさせていただきます。

#### 4 今後の対応

本委員会でいただいたご意見等を踏まえ、3月下旬を目途に「第3期みえ生物多様性推進プラン」を策定するとともに、自然観察会等のイベントにおいて本プランで整理した地域空間別の取組を県民の皆さんに広く周知するなど、生物多様性の保全が一層促進されるよう、取り組んでまいります。

## (10) 三重県水産業及び漁村の振興に関する条例に基づく基本計画の中間案について

### 1 基本計画の検討状況

本県の水産業を取り巻く情勢の変化に的確に対応し、漁業者や関係団体、県民の皆さんと一体となって、力強い水産業と活力に満ちた漁村の構築を計画的に推進し、「水産王国みえ」としてさらなる発展を図るため、「三重県水産業・漁村の振興に関する条例案」を今定例会に提出したところです。

今回、水産業及び漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、これまでの条例の検討過程において漁協や関係団体、有識者懇話会からいただいた意見や、前回の本委員会での議論を踏まえ、条例に基づく基本計画の中間案を取りまとめました。

### 2 基本計画の中間案について

#### (1) 骨子案からの変更点

条例に位置づけた4つの基本的施策ごとに、それぞれの展開方向や目標項目、具体的取組について記載しました。

また、水産業者をはじめ関係者がそれぞれの立場に応じて、施策の展開方向について理解を深めていただけるよう、漁業種類別や地域別（水域別）に内容を整理し、具体的に記載しました。

#### (2) 基本的施策ごとの展開方向

- ① 水産資源の維持・増大と競争力のある養殖業の構築
- ② 多様な担い手の確保・育成と経営力の強化
- ③ 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築
- ④ その他の施策

#### (3) 漁業種類別の施策の主な展開方向

船びき網漁業、海女漁業、真珠養殖業など、10の漁業種類別に、それぞれの課題を踏まえながら、基本的施策の展開方向を整理するとともに、さらに、各漁業種類で注力する取組を記載しました。

#### (4) 地域別（水域別）の施策の特徴的な展開方向

本県を4つの地域（水域）に大別し、地域の特徴や課題を踏まえ、基本的施策の展開方向を整理するとともに、さらに、特に注力する取組を記載しました。

### 3 今後のスケジュール

今後、中間案についてパブリックコメントを実施するとともに、本委員会や有識者懇話会、漁業者や漁協等関係団体との意見交換会等でいただいた意見を踏まえ、基本計画（最終案）の取りまとめに向けて検討を進めてまいります。

令和2年4月	パブリックコメントの実施
5月頃	三重県水産業・漁村振興懇話会の開催 (有識者からの意見聴取)
6月	常任委員会・基本計画最終案報告
9月	基本計画議案の提出

幅広く漁業者及び漁協等関係団体等からの意見聴取

(11) 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和元年11月25日～令和2年2月16日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 自然環境部会
2 開催年月日	令和元年11月26日(火)
3 委員	【部会長】三重大学 准教授 平山 大輔 ほか4名
4 諮問事項	第3期みえ生物多様性推進プランの中間案について
5 調査審議結果	第3期みえ生物多様性推進プランの中間案について審議していただき、意見等をいただきました。
6 備考	